

中央市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

新			旧		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	団体名	団体における 役職名	区分	団体名	団体における 役職名
第6条第2項第1号の委員 （地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体）	中央市	副市長	第6条第2項第1号の委員 （地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村）	中央市	副市長
	中央市政策秘書課	課長		中央市政策秘書課	課長
第6条第2項第2号の委員 （関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者）	社団法人山梨県バス協会	専務理事	第6条第2項第2号の委員 （関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者）	社団法人山梨県バス協会	専務理事
	山梨交通株式会社	路線バス事業部長		山梨交通株式会社	バス事業部長
	山梨県タクシー協会	専務理事		山梨県タクシー協会	専務理事
	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	道路副所長		国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	道路副所長
	山梨県中北建設事務所	道路課長		山梨県中北建設事務所	道路課長
中央市建設課	課長	中央市建設課	課長		
法第6条第2項第3号の委員 （関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者）	国土交通省関東運輸局 山梨運輸支局	首席運輸企画専門官	法第6条第2項第3号の委員 （関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者）	国土交通省関東運輸局 山梨運輸支局	首席運輸企画専門官
	山梨県リニア交通局 交通政策課	課長		山梨県リニア交通局 交通政策課	課長
	山梨県南甲府警察署	交通課長		山梨県南甲府警察署	交通課長
	山梨交通甲府会	会長		山梨交通甲府会	会長
	(削除)	(削除)		中央市議会	総務教育常任委員長
	中央市自治会長会	会長		中央市自治会長会	会長
	中央市自治会長会	副会長		中央市自治会長会	副会長
	中央市社会福祉協議会	事務局長		中央市社会福祉協議会	事務局長
	中央市商工会	会長		中央市商工会	会長
	学識経験者			学識経験者	
付 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。					

中央市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。（以下「法」という。）の規定に基づき、中央市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保及び旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、協議会を設置する。

（名称及び事務所）

第2条 協議会の名称は、中央市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の事務所は、山梨県中央市臼井阿原301番地1中央市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- （1）交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金に関すること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監 事 2名

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 会長は、中央市副市長をもって充てる。

2 会長は、会務を処理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（監事及び監査）

第7条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告をしなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、中央市企画課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができ

る。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、中央市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成24年中央市条例第4号）の規定を準用する。

（協議会が解散した場合の措置）

- 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

- 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年8月12日から施行する。
- 2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団 体 名	団体における役職名
法第6条第2項第1号の委員 (地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体)	中央市	副市長
	中央市政策秘書課	課 長
法第6条第2項第2号の委員 (関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)	山梨県バス協会	専務理事
	山梨交通株式会社	路線バス事業部長
	山梨県タクシー協会	常務理事
	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	道路副所長
	山梨県中北建設事務所	道路課長
	中央市建設課	課 長
法第6条第2項第3号の委員 (関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者)	国土交通省関東運輸局 山梨運輸支局	首席運輸企画専門官
	山梨県県民生活部 交通政策課	課 長
	山梨県南甲府警察署	交通課長
	山梨交通甲府会	会 長
	中央市自治会長会	会 長
	中央市自治会長会	副会長
	中央市社会福祉協議会	事務局長
	中央市商工会	会 長
	学識経験者	